

さんぶの森避難所運営委員会運営会則（案）

（目的）

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、さんぶの森避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役員）

第2条 委員会には、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、委員会の業務を統括し、副会長は、会長を補佐する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 委員会役員
- (4) 第4条第1項に掲げる班の代表者
- (5) 地域の関係者（民生委員、避難者居住区の区及び自主防災会役員等）
- (6) 市担当者
- (7) 施設管理者

（任務）

第4条 委員会は、避難所の具体的な業務を遂行するため、避難所で構成する第1号から第4号に掲げる運営班を置く。

- (1) 本部班
- (2) 物資班
- (3) 施設班
- (4) その他委員会が必要と認める班（災害時の状況により判断）

（本部班の業務）

第5条 本部班は、主として山武市災害対策本部との連絡調整事項の整理、避難所の管理・運営全般に関する事項、報道機関対応への協力及び避難者の総合的な相談窓口の設置、その他、他の班の業務に属さないことを行う。

- (1) 避難所開設情報の委員への伝達・招集
- (2) 避難所開設の統制
- (3) 受付、避難者名簿の作成、避難スペースへの案内
- (4) 各班の運営に関する統制・調整
- (5) 避難所運営会議の開催
 - ア 問題点の把握
 - イ ニーズの把握
 - ウ 災害対策本部に関する要望の提出
- (6) 復旧・復興関連情報の避難者への周知
- (7) 避難者の健康管理、避難所の衛生管理
- (8) 食料の配分及び給食炊き出しの実施・要望

- (9) ボランティアの要請・受け入れ・運用
- (10) 防犯対策、避難所の秩序維持
- (11) 要配慮者及びペット対応

2 本部班は、委員会の事務局を務める。

(物資班の業務)

第6条 さんぶの森中央会館の物資の調達、受入れ、管理、配布に関するを行う。

2 他の避難所に物資を配布する。

(施設班の業務)

第7条 避難者の使用する施設（スペース）について施設管理者と調整を行い、避難者の使用統制を行う。

- (1) 避難スペース（個人使用スペース）の区分及び標示
- (2) 施設の使用区分の決定・標示
- (3) 施設の使用環境の維持（修繕の実施・要請）
- (4) し尿処理及びゴミの集積・回収、清掃の統制

(会議の開催)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前9時と午後6時に定例会議を開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第9条 会議は第3条（第5号を除く。）に掲げる者が出席する。ただし、第3条第3号に掲げる者が多い時には、互選により会議への出席者を選ぶことができるものとし、第4条に掲げる班の代表者は、班長または副班長の原則1名が出席するものとする。

2 委員会で承認されたときは、民生委員、区・自主防災会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるができる。

(廃止)

第10条 委員会は、避難所閉鎖の日をもって廃止する。

(その他)

第11条 この規約にない事項及び規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度、委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、令和年7年4月1日から施行する。